



平成 29 年 6 月 29 日

各 位

会社名 株式会社杉村倉庫
代表者名 代表取締役社長 柴山 恒晴
(コード番号：9307 東証第二部)
問合せ先 常務取締役経営企画部長 佐伯祐三
(電話番号：06-6571-1221)

当社及び当社子会社取締役並びに従業員等への譲渡制限付株式としての新株式の発行について

当社は、平成 29 年 6 月 29 日開催の取締役会において、下記のとおり、新株式の発行（以下「本新株発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 本新株発行の概要

(1) 払込期日	平成 29 年 7 月 20 日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 91,300 株
(3) 発行価額	1 株につき 296 円
(4) 発行総額	27,024,800 円
(5) 募集又は割当方法	特定譲渡制限付株式を割り当てる方法
(6) 出資の履行方法	金銭報酬債権及び金銭債権の現物出資による
(7) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数	当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）5 名 51,200 株 当社の従業員 18 名 7,800 株 当社子会社の取締役 4 名 28,700 株 当社子会社の従業員 11 名 3,600 株
(8) その他	本新株発行については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

2. 発行目的及び理由

当社は、平成 29 年 4 月 28 日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対する業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを維持しながら株式報酬制度に係る事務管理負担の低減を図ることを目的として、株式報酬型ストック・オプション制度を廃止し、新たに譲渡制限付株式報酬制度（以下「本

制度」といいます。)を導入することを決議し、平成29年6月29日開催の第154回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬(以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。)として、対象取締役に対して、年額2,800万円以内の金銭報酬債権を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間としてその割当てを受けた日より1年間から10年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。また、本制度により当社が発行し又は処分する普通株式の総数は年140,000株以内(但し、平成29年6月29日以降、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含みます。)又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整します。)とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所市場における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とされない範囲において、取締役会において決定されます。

今回は、対象取締役に加え、当社従業員、当社子会社の取締役及びその従業員(以下、総称して「対象取締役等」といいます。)を対象として、金銭債権合計27,024,800円(以下「本金銭債権」といいます。このうち、対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の合計は15,155,200円です。)、当社が発行する普通株式91,300株(以下「本割当株式」といいます。このうち、対象取締役に対して発行する数は51,200株です。)を付与することとし、当社グループを挙げて当社の持続的な企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的としています。本金銭債権及び本割当株式の決定に当たっては、本制度の目的、当社の業績、対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を考慮し、かつ役員として有能な人材の登用とモチベーションの向上を図る目的を勘案の上、決定しております。

また、本譲渡制限付株式の割当てにおいては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役等38名が当社に対する本金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について引き受けることとなります。

本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役等は、一定期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

本制度は、中長期的な企業価値向上のためのインセンティブを目的とすることに鑑み、譲渡制限期間を5年間としております。

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間 平成29年7月20日～平成34年7月20日

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役及び当社子会社の付与対象となる取締役については、これらの者が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、使用人又は顧問その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあることを条件として、本割当株式の全部又は一部について、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限を解除する。当社及び当社子会社の従業員については、これらの者が譲渡制限期間中、継続して当社及び当社子会社の従業員、取締役又は監査役の地位にあることを条件として、本割当株式の全部又は一部について、譲渡制限期間の満了時において譲渡制限を解除する。

(3) 譲渡制限期間中に、対象取締役等が任期満了又は定年その他の正当な事由により退任又は退職した場合の取り扱い

① 譲渡制限の解除時期

対象取締役等が、3 (2) 譲渡制限の解除条件に定めるいずれの地位からも任期満了もしくは定年その他の正当な事由（但し死亡による退任又は退職した場合を除きます。）により退任又は退職した場合には、退任又は退職した時点をもって、譲渡制限を解除する。死亡により退任又は退職した場合は、対象取締役等の死亡後、取締役会の決議により、譲渡制限を解除する。

② 譲渡制限の解除条件

① に定める当該退任又は退職した時点において保有する本割当株数

但し、本払込期日を含む月から対象取締役等の退任又は退職日を含む月までの月数（以下「在職期間」といいます。）が12カ月に満たない場合は、対象取締役等が当該退任又は退職した時点において保有する株式数を必要に応じて合理的に調整する。

(4) 当社による無償取得

(3) に定める任期満了又は定年その他の正当な事由以外の理由で退任又は退職した場合等、譲渡制限が解除されない本割当株式について、譲渡制限が解除されないことが決定した時点の直後をもって当社は当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村証券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役等が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村証券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役等は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

(6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式について、組織再編等効力発

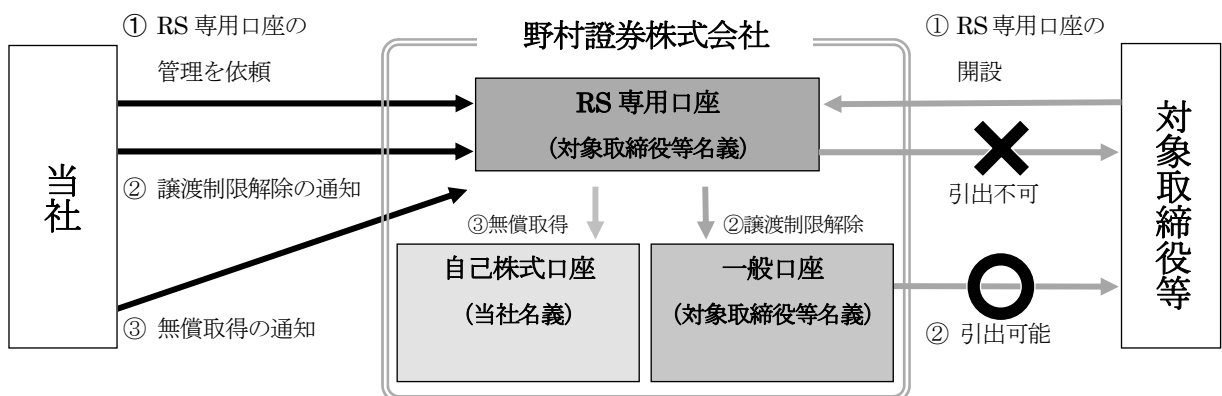
生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。但し、本払込期日を含む月から組織再編等承認日を含む月までの月数が12カ月に満たない場合は、組織再編等承認日における対象取締役等の保有する株式数を必要に応じて合理的に調整する。

4. 払込金額及び発行価額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本新株発行は、本制度に基づく当社の第155期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された本金銭債権を出資財産として行われるものです（当社子会社における金銭債権の決定も同様の考え方にに基づき決議しております。）。発行価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、平成29年6月28日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所市場第二部における当社の普通株式の終値である296円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的と考えております。なお、この価額は東京証券取引所市場第二部における当社の普通株式の1ヶ月（平成29年5月29日から平成29年6月28日まで）終値単純平均値である297円（円未満切捨て。終値単純平均値において、以下同じであります。）からの乖離率▲0.34%（小数点以下第3位四捨五入。乖離率の計算において、以下同じであります。）、3ヶ月（平成29年3月29日から平成29年6月28日まで）終値単純平均値である295円からの乖離率0.34%、及び6ヶ月（平成28年12月29日から平成29年6月28日まで）終値単純平均値である298円からの乖離率▲0.67%となっておりますので、特に有利な価額には該当しないものと考えております。

また、本新株発行と同時に実施される当社子会社の取締役及び対象従業員に対する新株発行価額についても、上記の発行価額と同一の価格を用いており、特に有利な価額には該当しないものと考えております。

（ご参考）【譲渡制限付株式（RS）制度におけるRSの管理フロー】



以上